

## 英国での動き（メモ）

- 1997年 ブレア政権（労働党）第三の道
- 2000年 ソーシャル・セクターの動き認知  
英国政府 Social Investment Taskforce 設置（～2010）
- 2002年 CITR 開始、Bridge Ventures 設立
- 2004年 休眠口座の預金の活用を提言
- 2005年 休眠資産委員会設置（～2007年）  
CIC(community interest company)の導入  
様々な支援のためのファンド等の設立
- 2008年 法案成立
- 2010年 キャメロン政権（保守党）  
ビッグ・ソサエティ（Big Society）  
世界初の SIB（ピーターバラ刑務所の再犯防止）組成
- 2012年 Big Society Capital 業務開始
- 2013年 The G8 Social Impact Investment Forum  
the Public Service(Social Value)Act 成立  
Social Stock Exchange 設置
- 2014年 SITR の実施
- 2016年 Charities (Protection and Social  
Investment) Act 2016 成立

※世界で初めて、社会的投資を法律で定義

### Social Finance

**フェーズ 1**  
**(1999-2002)**  
コミュニティ投資  
との位置付け

**フェーズ 2**  
**(2002-2010)**  
社会的企業投資  
との位置付け

※社会的企業等のサ  
ードセクターの資  
金調達に関心が  
シフト

**フェーズ 3**  
**(2010-2015)**  
ソーシャル・  
イノベーション  
との位置付け

※ファンドを直接設置す  
るよりも、民間資金  
のレバレッジや資  
金仲介にシフトし  
つつある